

EU 理事会決議 2012/35/CFSP - 2012 年 1 月 23 日付 イランに関する追加制裁措置

本章は、上記決議により日本船主責任相互保険組合(以下、当組合)が置かれる立場についてご案内するものです。

背景

2012 年 1 月 23 日に、EU 理事会はイランの核開発の促進を助長する可能性のある取引を制限すべく更なる制裁措置を決定しました。特に決議は、原油、石油製品、石油化学製品の売買及び輸送を禁止する新たな措置を制定しています。これらの新制裁措置は EU 理事会決議 2012/35/CFSP に規定され、EU 理事会規則に摂取される見込みです。

EU 制裁措置の適用

EU 決議により拘束されるのは EU 加盟国のみですが、EU 理事会規則が以下の者に適用されます。

- ・ EU 域内にいる全ての者
- ・ EU 管轄権下にある全ての航空機/船舶上
- ・ 世界中のどこに所在していようとも全 EU 国民
- ・ EU 加盟国の法律の下で設立され構成される法人
- ・ EU 域内で全部あるいは一部のビジネスを行う法人

当組合は EU の管轄権には服しませんので、本年 1 月 23 日付 EU 理事会決議 2012/35/CFSP に規定される制裁措置の直接の対象者とはなりません。

従いまして、関係船舶が EU 籍船ではなく、航海が EU 管轄権外で行われ、EU 国民が当該航海の決定/実施過程に関与していない限りは、法律上、当組合はイラン産原油並びにその他の製品を輸送する非 EU 組合員に対して保険提供を継続することが可能です。

再保険

しかしながら、当組合は、国際 P&I グループ(以下、IG)の再保険プログラムに参加しており、当該プログラムにて IG 加盟全クラブが 8 百万ドル超のクレームを互いに負担したり共同で再保険を手配しています。また、他の IG 加盟全クラブと同様に、当組合も保有内(8 百万ドル以下)のクレームについて独自の再保険を手配しています。保有内再保険は全てロンドンで手配されており、EU 管轄権下となるため EU 理事会決議に規定される制裁措置の対象となります。本年 1 月 23 日に出された EU 理事会決議の Article 3a 2 及び 3b 2 はイラン産原油及び石油製品の輸送に対する再保険の提供を禁止しています。従いまして、EU 規則の対象となる再保険者(他の IG グループ加盟のクラブを含む)は、規制対象貨物に関するクレームについて再保険金を支払うことができません。

そのため、当組合は再保険者から回収できない部分について保険金をてん補することができず、組合員は当組合からその部分についててん補を受けられないこととなります。

当組合保険契約規定

組合員の皆様におかれましては、特に制裁に関する当組合保険契約規定の以下2つの規定にご注意下さい。

先ず、保険契約規定第11条3号(保険契約の解約又は解除)では、組合員の行為によって組合に対して制裁等の措置が課されたり、課されるおそれがあると判断される時には、組合は保険契約を解除することができるかと規定しています。

次に、保険契約規定第36条9号(特別除外規定)では、組合は制裁等により組合が再保険者から回収できない損害及び費用についてはてん補しない旨規定しています。

結論

当組合は、法律上認められる限りにおいて、保険契約規定に従い油タンカー及びその他の船舶に対してP&I保険の提供を継続することは可能です。しかしながら、本年1月23日以降に締結された契約に基づきイラン産原油、石油製品、石油化学製品を輸送する組合員に対しては、てん補が制限される可能性があります。EU理事会決議では、本年1月23日以前に締結された契約、もしくはその契約の実施のために必要な付随契約については猶予期間を設けています。そのため、イラン産原油/石油製品については本年7月1日まで、石油化学製品については本年5月1日まで、各々輸送することは可能です。しかしながら、本年1月23日以降に締結された契約の場合、もしくは当該猶予期間以降の場合には、事故が発生した場合に組合員が受けられるてん補の金額が著しく低くなる可能性があります。

なお、今後公布される予定のEU理事会規則にて、今回のEU理事会決議で規定された禁止範囲が変更される可能性があります。その場合、当組合の置かれる立場も変わってくる可能性がありますのでご注意下さい。

本回章にて、()本年1月23日以前に締結された契約もしくはその実施のために必要な付随契約を上記記載の猶予期間以降に行う場合、もしくは()本年1月23日以降に締結された契約を実施する場合、イラン産原油、石油製品、石油化学製品の輸送を行うことを決定した際に起こりうる影響について、組合員の皆様にご理解頂ければ幸いです。ご質問等ございましたらご照会下さい。

以上